

第1回半田市議会定例会 文教厚生委員会委員長報告

当文教厚生委員会に付託された案件については、3月7日、10日及び13日のいずれも午前9時30分から、全員協議会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第11号中、当委員会に分割付託された案件及び議案第15号の2議案については、一括議題とし、それぞれ補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

市民協働の推進に向けて、各部どのように考えているか。とに対し、
福祉部では、地域の協力を得て、支え合う社会を作っていくことが必要と考えており、市民の皆様には押しつけの感覚を持たれないよう、企画の段階から入ってもらい、一緒に事業を作っていくことが大切だと考えています。とのこと。

教育部では、地域の力が必要な取り組みが多いため、市民とともにできる部分はどこか考えて事業を実施することが大切だと考えています。とのこと。

子育て支援部では、子どもたちを守るために地域の力は必要不可欠ですが、行政だけではできないこともあります。行政でやるべきこと、市民と一緒にやれることを整理し、市民協働が目的にならないように取り組むことが大切だと考えています。とのこと。

歳出、3款1項1目 安心生活創造推進事業について、社会福祉協議会に委託予定とのことだが、相談支援の人材育成というのは、具体的にどのような人材を育成するのか。とに対し、

ふくし相談窓口の設置に伴い、簡易な相談への対応技術を身に付けていただくための人材育成を行います。また、障がいを持つ方が同じような障がいを持つ方の相談に乗る、いわゆる当事者支援の技術を身に付けていただくための人材育成も行います。とのこと。

同款2項2目 放課後児童健全育成事業について、放課後児童クラブの保育料が知多半島内で最も高額だと考えるが、どうか。とに対し、

保育料は高い水準にあると認識していますが、放課後児童クラブへの委託料やひとり親家庭への保育料補助など、年々事業費は増額している状況です。今後も、事業の充実を図っていく必要があるため、受益者負担の観点からも、現在の保育料水準はやむを得ないものと考えています。とのこと。

同じく、子育て世帯臨時特例給付事業及び子育て支援減税手当事業について、消費税増税による子育て世帯への影響を緩和するためとのことだが、対応する職員の負担は増

加する。通常業務に支障をきたさないような対策は取っているのか。とに対し、

子育て世帯臨時特例給付金、子育て支援減税手当及び臨時福祉給付金の3つの給付金等の給付事務を1つの窓口で行うことが、市民にとっても市にとっても効率的なため、実施本部を立ち上げて対応します。臨時職員を各事業1名、計3名雇うとともに、データ入力や電話対応は外部委託して行うなど、職員への負担軽減と通常業務にできる限り支障をきたさないように実施します。とのこと。

同款同項7目 児童発達支援センターつくし学園整備事業について、12名程度の肢体不自由児を受け入れ予定とのことだが、現在東海市に10名ほど通園していることを考えると、市内の子供で定員が埋まってしまう。市外の子供の受け入れ態勢も必要だと考えるがどうか。とに対し、

国は、概ね人口10万人に対して1つ、人口規模の小さな市町村でも1つの児童発達支援センターを設置するとの考えを持っています。受け入れ体制については、できる限り身近な地域で受け入れるという発想が大事になります。半田市の子供が東海市まで通園している現状を考えると、まずは市内の子供が通える施設整備を進めていきたいと考えています。とのこと。

4款1項1目 歯周疾患検診委託料について、対象者の拡大を図るとのことだが、虫歯予防という観点から、有効とされているフッ化物洗口の実施は考えていないのか。とに対し、

健康はんだ21計画の中では、課題として捉えており、半田歯科医師会と立ち上げる連携協議会でも検討していきます。とのこと。

9款1項3目 学校生活支援事業について、小学校、中学校にそれぞれ5名増員するとのことだが、どのような基準で配置するのか。とに対し

小学校については、各学校の児童数や学級の状況に応じて、学校現場の意見も考慮し、配置する予定です。中学校については、各学校に1名ずつ配置する予定です。とのこと。

同じくいじめ・不登校対策事業について、平成26年度の重点施策は何か。また、どのような考えでいるのか。とに対し、

生徒が自ら策定した「スマイル宣言」の効果もあり、いじめ件数は減少傾向にあります。学校と家庭・地域等との連携や、家庭環境も含めたよりよい環境づくりをサポートするために、スクールソーシャルワーカーを配置・活用しています。また、不登校児童・生徒に対しては、別室登校や時間をずらしての授業で対応するなどしています。これらの内容を充実させ、今後もいじめ撲滅、不登校の減少に向けて取り組んでいきます。と

のこと。

同款2項2目及び同款3項2目 要・準要保護児童就学奨励事業及び要・準要保護生徒就学奨励事業について、準要保護世帯の認定数値を1.0倍から1.3倍とした理由は何か。とに対し、

国の生活扶助基準見直しに伴う激変緩和措置により、平成27年4月までに段階的に基準が下げられます。もっとも生活扶助基準が下がる段階において、現在の受給者の水準を維持することを考え計算したところ、1.3倍という数値になりました。とのこと。

同款5項2目 公民館管理運営費について、地区公民館の小規模改修工事のため、750万円ほど増額になっている。各公民館の雨漏りや空調機修繕などの修理依頼に十分に対応できる予算になっているのか。とに対し、

各公民館からの要望と利用者の安全性、優先度を考慮した予算編成を行いました。また、突発的な修繕にも対応できるよう増額したものです。とのこと。

同款同項3目 図書館、博物館費について、文化施設との連携はどのように行っているのか。とに対し、

図書館については、全国の図書館と相互に資料の貸し借りができる制度があり、利用者の要望により対応しています。また、公立、私立問わず行事や事業の案内等の情報交換を行い、連携を図っています。博物館については、知多半島内では、酢の里はじめ7館が加盟する産業観光施設の連携組織が立ち上がっており、民間施設ではありますが、この7館と情報交換等の連携ができるように努めていきたいと考えています。とのこと。

同款同項7目 新美南吉記念館費について、南吉生誕100年事業は終わったが、多くの団体が生まれている。生まれた団体を今後どのように維持し、事業を継続していくつもりか。とに対し、

多くの団体とのつながりができたため、生誕100年で実施した事業も可能な範囲で継続していきます。また、これまでも記念館として行ってきた事業に加え、命日や誕生日行事を実施し、生誕100年の盛り上がりを継続していきたいと考えています。とのこと。

同款6項3目 学校給食費について、平成25年度は虫が混入したという事例があったが、再発防止に向けてどのような取り組みを行うのか。とに対し、

虫などを給食センター内に入れないように、窓をはじめ、施設の点検・修繕を継続して行ってまいります。また、調理や配送過程においては、委託会社に複数人によるチェ

ックの徹底を依頼する等、再発防止に努めます。とのことでした。

その後、討論を省略し、まず、議案第11号中、当委員会に分割付託された案件について、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

続く、議案第15号について、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第20号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

医療機関が故意または過失で過大請求した場合など、どのようにチェックしているのか。とに対し、

医療機関が発行するレセプトを、まずは国民健康保険団体連合会で審査をし、その後に市で再度点検しています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第21号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

高齢者配食サービス委託料について、委託業者によって安否確認に差が出ているという話があった。その対応も含めた予算になっているのか。とに対し

事業者を集めて、安否確認の事業だということを再確認しています。毎日の訪問時の記録を提出するよう求めており、改善が図られているものと考えています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第22号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

均等割りの軽減対象の拡大はいいことだが、それでも保険料は1人あたり3.28%増になった。現在の制度における滞納者と短期証の発行数はどれくらいか。とに対し、

滞納者については、平成25年3月末で8人、滞納額は186万3千円です。また、短期証については、平成25年12月末で10件です。とのこと。

保険料が引きあがることによって、滞納者が増えるのではないか。とに対し、
保険税率の引き上げはありますが、低所得者に対する軽減措置が拡大されるため、ど
の程度滞納者が増えるか予測はできません。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、
可と認めることに決定しました。

次に、議案第29号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決し
た結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第31号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

第5条の資産割額が半分になっているが、将来的に変動する可能性はあるのか。とに
対し、

変動する可能性はあるが、上がることの無いように努力していきます。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認め
ることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。